

リスト規制改正の結果報告で触れられなかった意見 2 本について

2015 年度のリスト規制改正案に対して、当事務所では計 7 本の意見を提出致しました。

ところが 7 月 28 日付けで経産省が公表した結果報告には、【意見 3】の 1)、【意見 7】への言及がありません。コメントするに値しないほどひどいものを提出してしまったか、と冷や汗を流しつつ提出意見を読み返しました。その結果、採否はともかく、当事務所意見もそれなりに意味のあることを書いてあるのではないか（読むに堪えないレベルではなさそうだ）、と感じましたので、若干の補足を加えたものを、あらためてみなさんの御覧に入れようと思います。

【意見 3】の 1)の再読感想

ワッセナー協定 (WA) 条文には、やはり「打上げ用の飛しょう体」に相当する” launch vehicle”という文言はありませんでした。

とはいえ、”spacecraft”の地上制御装置・モニター装置も、” launch vehicle”のそれも内容的には重なるところが多いのかもしれない、という気はします。そうであれば、日本政府の裁量で、” launch vehicle” の地上制御装置・モニター装置を規制対象に加えるのも一つの考え方かもしれません。

真相はどうだったのでしょうか？

【意見 7】の再読感想

WA 条文を見直した結果、プログラムは VSL に指定されていることが確認されました。

したがってプログラムについての規制は、提出意見で申し上げたように、外為令 15 項で扱うのが正しいと思います。

もっとも、省令第 25 条第 4 項第四号 (のプログラム部分) 以外にも、本来なら外為令 15 項で規制すべき規制技術は存在するようです。そのため来年度の改正で、それらも含めまとめて 15 項に移すので、今回は原案のまま施行するという御計画だったのかもしれませんが。

(但しその場合も、結果報告に載せるなり、それが難しいなら個別に私あてに一報下さるなりしていただけたらよかったのにとと思います。そうすれば私も「無視された」などとひがまずに済んだでしょうから)

真相はどうだったのでしょうか？

【意見3】貨物等省令第12条第四号の二の柱書について

1) 「宇宙空間用の飛しょう体」と「打上げ用の飛しょう体」の併記は必要でしょうか？

【理由】

省令案（12条四号の二）

宇宙空間用の飛しょう体若しくは**その打上げ用の飛しょう体**の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視に使用するように設計したものに限る。）

- イ 無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置
- ロ シミュレーター

1) 「宇宙空間用の飛しょう体」の英文表記は spacecraft、「打上げ用の飛しょう体」のそれは launch vehicle かと思います。

ところが本規制の出典である WA の 9.A.4.f に launch vehicle は登場しません。（条文下記）

Terrestrial equipment, specially designed for "**spacecraft**" as follows:

1. Telemetry and telecommand equipment;
2. Simulators.

省令条文に「打上げ用の飛しょう体」は要らないのではないのでしょうか？

【意見7】貨物等省令第25条第4項第四号について

技術のうちプログラム部分は外為令の13項（省令25条）ではなく、15項（省令27条）で扱われるべきものと考えます。

【理由】

省令案（25条4項四号）

外為令別表の一三の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラムとする。（一～三は略）

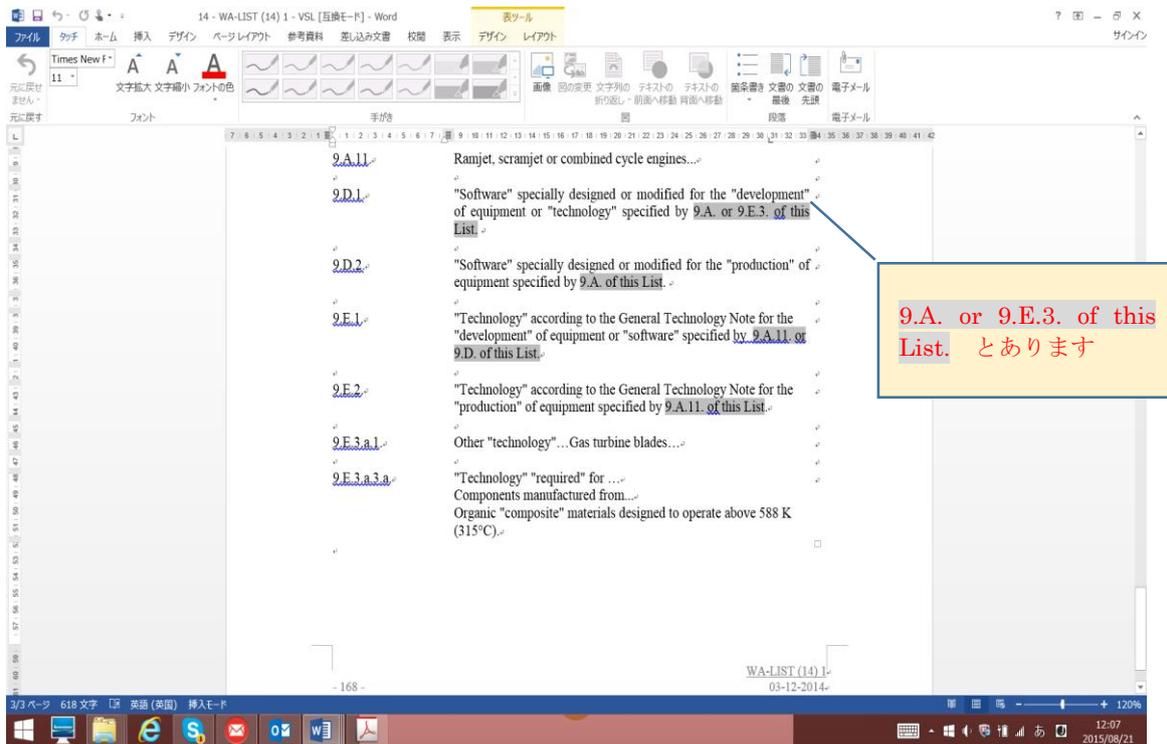
四 ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術

WAにおける（プログラム以外の）技術の項番は9.E.3.j.、その技術の設計のためのソフトウェアの項番は9.D.1です。（条文下記）

9.E.3.j. "Technology" "required" for the "development" of wing-folding systems designed for fixed-wing aircraft powered by gas turbine engines.

9.D.1. "Software" specially designed or modified for the "development" of equipment or "technology", specified by 9.A., 9.B. or **9.E.3.**

この9.D.1のうち、9.E.3技術の設計に関する部分は下記の通りVSLの指定を受けています。



従ってその規制は外為令15項で行われねばならないのです。

なお、9.E.3技術の設計に関するプログラム規制は、本号以外（たとえば二号）にもありますから、それらも次回の改正で15項に移すことが望ましいと思います。（これは移動対象の項番が多く、また今までの行きがかりもあって、今すぐ処置するのは容易でないでしょうから、次回でもやむをえないという意味です。移動対象の項目については、昨年調べた結果を、下記サイトにまとめてありますので、参考にいただければ幸いです。

http://www.1st-xcont.com/VSL_Technology_Problem.pdf)

しかしこの四号については、新設項番だけにそのような猶予は必要ありません。ただちに「正しい分類」により規制リストに加えるべきであると考えます。